

耕

作 放 棄 地 対 策

シリーズ

耕作放棄地は、わが国の食糧供給力確保の観点はもとより、国土の保全・水源かん養等を有する多面的機能の発揮の観点からも大きな課題となっています。

また、地域においても病害虫・鳥獣被害の発生や拡大、農地利用集積の阻害、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響、さらには廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっています。

これらを踏まえ、耕作放棄地の再生利用をより一層促進するため、農林水産省・熊本県では、地域の取組を総合的に支援する事業を平成21年度から新たに実施することになりました。

耕作放棄地の解消に取り組むと 交付金がでます!!

国の事業

- 再生利用活動として3万円又は5万円／10a(1年間)
(障害物除去、深耕、整地等に対する支援)
- 土壌改良に対する支援として2.5万円／10a(最大2年間)
(堆肥投入、緑肥栽培等必要に応じて)
- 営農定着に対する支援として2.5万円／10a(1年間)
(種子代、肥料代等の支援)

※自分の農地の解消では交付金はできません。賃借等により再生・利用する取組が必要です。

※農振農用地区域の土地に限ります。

県の事業

- 再生利用活動として3万円／10a(初年度1回のみ)

※農振農用地区域以外の土地を対象、しかし下記の制限があります。

- イ. 景観上配慮すべきケース(主要道路沿いの農地、歴史的遺産を有する地域等)
- ロ. 営農上配慮すべきケース(有機農業、放牧等)
- ハ. 農振農用地区域の近辺にあり、農用地区域の営農に影響を及ぼす可能性のある農地

※自分の農地でもかまいません。

森林組合からのお知らせ

自己負担なしで間伐ができます(人工林間伐の補助制度について)

和水町では、みどりを守り育てていくため、間伐事業を推進しています。
私たちにきれいな水や空気をもたらしてくれる大切な自然を次の世代に引き継いでいくため、森林の整備を実施しましょう。

事業名	森林環境保全整備事業	針広混交林化促進事業
樹種	スギ・ヒノキ	スギ・ヒノキの間伐及び間伐と同時に起こう侵入竹の伐採。
林齢	11～60年生	16年生～
面積	0.10ha以上	0.10ha以上
伐採率	20％程度の通常間伐	40％程度の強度の間伐
伐採木処理	玉切。木材は林内に残置	原則として玉切・集積(集積が困難な箇所においては切り捨て間伐を実施)木材は林内に残置
負担金	事業範囲内であれば負担金はありません。	事業範囲内であれば負担金はありません。
その他	事業実施後5年以内は皆伐及び転用はできません。	町と森林組合・所有者との20年間の皆伐禁止の協定を締結します。
前年度実績 (20年度)	申請人数 70名 申請箇所 132箇所 実施面積 48ha	申請人数 20名 申請箇所 51箇所 実施面積 28.09ha

第1回申請期間 平成21年8月31日(月)まで

●事業に関する問い合わせ先(詳しくは下記にお尋ねください。)

玉名森林組合 ☎0968・34・2052

本庁 経済課 林務耕地係(内線555)／総合支所 経済課 林務耕地係(内線731)

間伐実施前



間伐実施後

